

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香川県教育委員会

### 香川県教育委員会規則第16号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年香川県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育委員会規則で定める日)</p> <p>第2条 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p><u>第2条の2 条例第24条の2第3項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる職員以外の職員</u> 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>特定任期付職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）</u> 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p><u>ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額 12,000円</u></p> <p><u>イ 5号給 1万円</u></p> <p><u>ウ 2号給から4号給まで 8,500円</u></p> <p><u>エ 1号給 7,000円</u></p>	<p>(教育委員会規則で定める日)</p> <p>第2条 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 条例第24条の2第3項第1号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 条例第24条の2第3項第1号の人事委員会に協議して教育委員会規則で</u></p>

第4条 略

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額  
ア～エ 略
- (2) 略
- (3) 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 前項第3号アに掲げる号給又は給料月額 6,000円
- イ 前項第3号イに掲げる号給 5,000円
- ウ 前項第3号ウに掲げる号給 4,300円
- エ 前項第3号エに掲げる号給 3,500円

第4条の2 次に掲げる場合には、条例第24条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第24条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第24条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

(管理職員特別勤務手当の支給)

第5条 略

附 則

- (条例附則第5項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)
- 2 条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第3条及び第4条の規定の適用については、当分の間、第3条第1号及び第4条第1号中「定

定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第4条 条例第24条の2第3項第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額  
ア～エ 略
- (2) 略

2 条例第24条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(管理職員特別勤務手当の支給)

第5条 略

附 則

- (条例附則第5項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)
- 2 条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、当分の間、第3条第1項第1号及び

める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

第4条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。